



確定申告だより

令和5年 12月

板橋税務署

板橋区大山東町 35-1
Tel 03-3962-4151 (代)

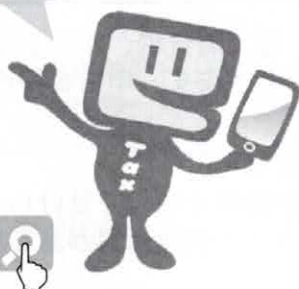
発行：板橋税務署・税務関係六団体 協賛：板橋区町会連合会

確定申告はスマホで！自宅から！

画面の案内に沿って
入力するだけで作成完了！
e-Taxで提出♪



作成コーナー



マイナポータル連携で
自動入力♪



証明書などの
集計や入力の手間が不要♪



e-Taxの5つのメリット

税務署への持参
不要

印刷・郵送代
不要

添付書類
提出不要
※一部の書類は除きます

確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

e-Taxの使い方などの
お問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
【平日 9:00～17:00】
Tel 0570-01-5901 (全国一律料金)
03-5638-5171 (通常電話料金)

国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画

チャットボット(ふたば)

ご質問を入力いただければ、
AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

国税庁 税について調べる

タックスアンサー

国税のよくある質問に対する
一般的な回答を調べることができます！



▶ 国税庁ホームページで解決しない場合には、「国税相談専用ダイヤル」(電話相談)をご利用ください。

0570-00-5901 (全国一律料金) 受付時間 平日8:30～17:00

△ 確定申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例が適用できませんのでご注意ください。ワンストップ特例分を含めた寄附金控除の申告が必要となります。

「税理士による無料申告相談」の開催について

～ 申告書を作成できます ～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ご利用ください。

期 間 (初日は混雑します。)	会 場	時 間
令和6年 1月22日(月)・23日(火)	下赤塚地域センター	午前9時30分 ～午後4時00分 (受付は午後3時30分まで) 【事前申込をお願いします】
令和6年 1月25日(木)・26日(金)	常盤台地域センター	
令和6年 1月29日(月)～2月1日(木)	高島平区民館	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。
 - 次の①・②に該当する場合には、ご利用できません。
 - ① 相談内容が複雑な場合（住宅借入金等特別控除を新規で受けられる場合、配当所得がある場合及び土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合 など）
 - ② 贈与税・相続税に関する相談がある場合
 - 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。
 - オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日（水）から可能となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
 - 電話による事前申込は、令和6年1月10日（水）から可能となります。
- 【事前申込専用番号：03-6745-6325】**（受付時間：平日午前9時～午後4時）
「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。
なお、事前申込専用番号以外（税務署及び地方団体）での電話申込は受け付けておりません。
また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。
- 一部、**当日入場整理券の配付を行います**が、**無くなり次第終了となります**ので、是非、事前申込をご利用ください。
 - 各会場への電話でのお問い合わせ及びお車での来場はご遠慮ください。
 - 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/itabashizei/booking_pages#pageContent

確定申告のご相談をされる皆様へ

- 「税理士による無料申告相談」及び「税務署の申告書作成会場」では、原則、ご自身のスマートフォンやタブレットを利用して申告書を作成していただきます。
- △ ふるさと納税をされた方へ
確定申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例が適用できませんのでご注意ください。
ワンストップ特例分を含めた寄附金控除の申告が必要となります。

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください

- 税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士資格のない者が、税務の相談・書類作成・代理をすることは法律で禁じられており、依頼者が不測の損害を受けるおそれがありますので、ご注意ください。

「税務署の申告書作成会場」の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	2月16日(金)～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月25日の日曜日は開場します。
受付	午前8時30分から午後4時まで (作成済申告書等の提出は午後5時まで) ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
相談	午前9時15分から

- 作成済申告書等の提出のみの場合は、板橋税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 申告書作成会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は、「オンラインで事前発行」又は上記受付時間に「税務署で当日分を配付」します。ただし、当日分が無くなり次第、受付終了となります。
※ 作成済申告書等の提出のみの場合は、入場整理券は不要です。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間(2月16日)の前でも税務署で相談を受け付けております。
- 1月4日(木)から税務署で当日分の入場整理券を配付します。申告書の作成・相談をされる方は、入場整理券が必要です。
- お持ちいただくもの
 - ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
 - △ ふるさと納税をされた方へ
確定申告をする場合、**ふるさと納税ワンストップ特例が適用できません**のでご注意ください。
ワンストップ特例分を含めた寄附金控除の申告が必要となります。
 - ② マイナンバーカード(※)
 - ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 - ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
 - ③ 利用者識別番号またはID・パスワードが分かる書類(お持ちの方)
 - ④ スマートフォンまたはタブレット(お持ちの方)
- 2月1日(木)～4月1日(月)は、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

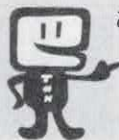


友だち追加はこちらから！

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)



令和5年分確定申告の申告・納付の期限等

	申告・納付期限	口座振替をご利用の方の振替日
所得税及び復興特別所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
個人消費税	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)
贈与税	令和6年3月15日(金)	ご利用できません。

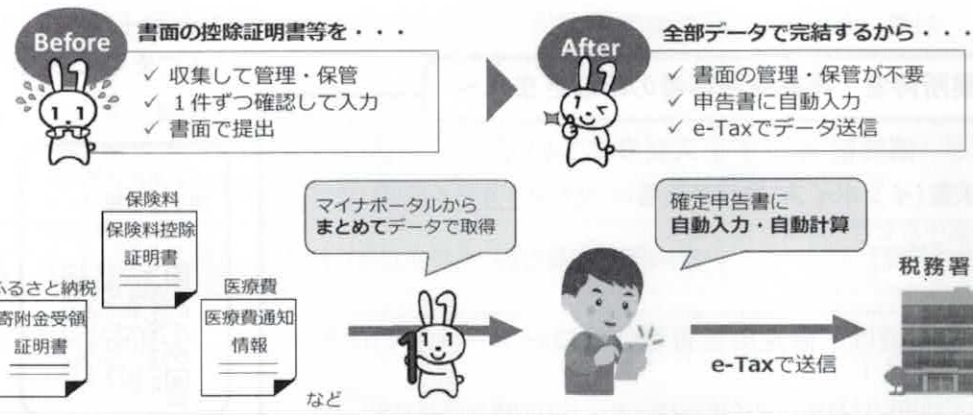
キャッシュレス納付で国税の納付ができます！

<p>① ダイレクト納付 【納付方法】 パソコンやスマホから簡単な操作で 預貯金口座からの振替により納付 【事前手続】 e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出</p> 	<p>⑤ スマホアプリ納付 ※令和4年12月1日から 利用可能になりました！</p>
<p>② 振替納税 【納付方法】 預貯金口座から自動的に引落し 【事前手続】 振替依頼書の提出 ※e-Taxによる提出も可能</p> 	<p>6つのPay払い (〇〇ペイ) から 納付手続きが行えます！</p> <p>◎スマホアプリ納付の 詳細はこちらから</p> 
<p>③ インターネットバンキング 【納付方法】 インターネットバンキング等による納付 【事前手続】 e-Taxの開始届出書の提出、 インターネットバンキングの契約の締結</p> 	<p>手続の詳細のほか、 税に関する情報については、 国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) をご覧ください。</p> 
<p>④ クレジットカード納付 【納付方法】 「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちの クレジットカードを利用して納付手続 ※ 納税額に応じた決済手数料がかかります。 (決済手数料は国の収入になるものではありません。)</p> 	<p>国税庁 </p>

マイナポータル連携特設ページのご案内

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます(マイナポータル連携)。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です！



マイナポータル連携特設ページは
[こちらから](#)



マイナポータル連携事前準備は
[こちらから](#)

